

**古物商・古物市場主の方は必見!**

平成30年10月24日、「古物営業法の一部を改正する法律」等が施行されました。主な改正事項は次のとおりです。

**【主たる営業所等の届出】**

現在、古物商・古物市場主の許可を受けている方は、平成32年4月24日までの政令で定める日の前日までに主たる営業所等を決め、その所在地を管轄する都道府県の警察署に「主たる営業所等届出書」を提出しなければ、現在お持ちの許可が失効してしまいます。

**【欠格事由の追加】**

古物商・古物市場主の許可を受けている方や新たに許可を受けようとする方が「窃盗の罪で罰金の刑に処せられ5年を経過しない場合」「暴力団員やその関係者の場合」は、その許可の取消しや不許可となります。

**【その他】**

その他「簡易取消しの新設」「営業制限の見直し」もあります。

詳細は、函館中央警察署にお問い合わせください。



七飯交番  
TEL65-2017  
田村 一成

**事故のない町にするために...**

七飯交番では冬期における重大事故の抑止及び年末年始における飲酒運転事故防止のため、ドライバーへの声掛けや、指導取締りを強化しております。

雪道では、路面状況に応じた運転を心掛けましょう。

※ 峠下で行われた交通安全運動キャンペーンの様子 (11月13日)



ストップ・ザ・交通事故

**七飯交番管内  
犯罪発生状**

10/16~11/15

窃盗事件~2件

七飯町で車上狙いが発生しています。

防犯措置として、ドライブレコーダーを設置する他、車内に貴重品を置かないようにしましょう。

不審者発見時は通報を!

**一杯で消える未来と 消せぬ罪**



道民一人一人が飲酒運転の根絶に向けて飲酒運転をしない! させない! 許さない! を合言葉に、地域全体で飲酒運転根絶の気運を高めましょう。

